

前事業年度の事業報告書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

特定非営利活動法人
精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

1 事業の成果

当法人は、平成15年4月7日付けにて北海道知事より特定非営利活動法人の認証を受け、精神保健福祉法に基づく「精神障害者共同住居」を設置・運営（道補助事業）し、平成18年10月1日からは「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」に基づく共同生活援助事業所の指定を受け「精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）」を主たる事業として実施してきた。

特に、この主たる事業では、『医療機関や関係機関等、他の福祉事業者との連携強化』、『スタッフと利用者の日常的なコミュニケーション場面の創出』、『利用者の自主性と人権の尊重』、『関係法令の遵守』などを通じ、質の高い障害福祉サービスを提供することを目標としてきた。

前事業年度（令和5年度）は、前々事業年度（令和4年度）と同様に①精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）、②精神障害者に対する地域住民の理解を深めるための事業（社会啓発事業）、③NPO法人運営事業…の3つの事業を実施した。その各事業の詳細は以下のとおりである。

(1) 精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）

(a) 実施事業について

前事業年度は、前々事業年度に引き続き、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業」である「共同生活援助事業」を実施した。

(b) 具体的な事業展開

事業運営では、前々事業年度に引き続き、『新型コロナウイルス【COVID-19】感染予防』を運営上の最重要課題と位置づけた上で、これまで通り、関係法令等に準じた基礎的な視点とこれに基づくサービス提供に加え、利用者の①心身の状況等（ADL・QOL）や生活ペースを理解・肯定すること②顕在能力（自立心や自助能力等）を低下させないこと③潜在能力（エンパワーメント）を引き出すこと④プライバシーや人権を尊重すること…などを重要かつ独自の視点と捉え、利用者一人ひとりの心身の状況を踏まえた個別支援計画に基づき、必要かつ適切な障害福祉サービスの提供に努めた。

また、これらに加え、前々事業年度同様、利用者が協力し合いながら共同生活を営み、かつ、利用者間の交流を深めるための機会・場である『利用者自治会』の支援（月1回の定例会議）を行った。

(c) 事業の成果

①利用実績

前事業年度は、定員7人に対し、実人数7人、延べ2,055人（前々事業年度2,156）に対し共同生活援助サービスを提供した。実人数7人のうち5月中旬に利用者1人が死去、10月に新たな利用者1人が入居するなど利用者の入れ替わりがあり、この間（140日間）は実利用人数が5人であったため、年間の延べ利用者数は前々事業年度に比べ101人減少、一日あたりの平均利用者数は5.7人/日（前々事業年度6.0）、定員に対する利用率は81.4%（同85.7%）と、いずれも前々事業年度を下回った。

なお、前々事業年度同様、年度を通じて精神疾患の悪化に伴う入院者は一人もいなかった。

利用者の障害支援区分の平均は、年度当初4.5（6名の平均）であったが、年度途中で区分6の利用者1人が死亡し、新たに区分3の利用者1人が入居したことから年度末は4.0（6名の平均）となった。

また、高齢の利用者や区分4以上の利用者、心身の不調から日中活動を一時的に休む利用者があることから、日勤職員を増員（加配）し、日中支援を行った。日中支援対象日数（土・日・祝日、日中活動先の休止日などを差し引いた日数）は246日（前々事業年度242）、これに対し日中支援提供日数は236日（同242）、日中支援提供日率は95.9%（同100.0）という結果となった。これは、職員の年休取得等に伴い日中支援従事者が確保できなかった日が発生したためである。このように日中支援提供日数は前々事業年度に比べ減少したものの、年間の延べ提供人数は1,133人（前々事業年度1,092）、提供日1日当りの平均提供人数は4.8人/日（同4.5）といずれも前々事業年度に比べ増加した。この主な理由は、心身の不調のため日中活動を休みがちとなった利用者がいたためである。

表-1 前事業年度(令和5年度)利用者の実人数 (人)

項目		年・月	令和5年									令和5年			年度合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
実人数		6	6	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	7	
支援 区 分 別	区分1及び非該当														
	区分2														
	区分3							1	1	1	1	1	1	1	
	区分4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	区分5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	区分6	1	1											1	

注) 実人数の「年度合計」欄は各月毎の実人数を合算したものではない。支援区分の平均は年度当初(4月)が4.5、年度末(3月)が4.0であった。

表-2 前事業年度(令和5年度)利用者の利用延べ人数 (人)

項目		年・月	令和5年									令和6年			年度 合計	平均 利用者数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
利用者延べ人数		180	168	150	155	155	150	185	180	186	186	174	186	2,055	5.7	
支援 区 分 別	区分1及び非該当															
	区分2															
	区分3							30	30	31	31	29	31	182	0.5	
	区分4	120	124	120	124	124	120	124	120	124	124	116	124	1,464	4.0	
	区分5	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366	1.0	
	区分6	30	13											43	0.2	
営業日数（日）		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366		

注) 平均利用者数は、利用者延べ人数の年度合計を年間営業日数で乗じて得た数(人/日)

表-3 前事業年度(令和5年度)日中活動を休んだ利用者等への支援状況

項目	年・月	令和5年										令和6年			年度 合計	年度 平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
①日中支援対象日数（日）		20	20	22	20	22	20	21	20	20	22	19	20	246		
②日中支援提供日数（日）		20	19	22	20	21	20	21	20	20	15	18	20	236		
③日中支援延べ人数（人）		93	88	98	81	85	85	107	107	109	81	93	106	1,133		
1日当たり支援人数（③／②）		4.7	4.6	4.5	4.1	4.0	4.3	5.1	5.4	5.5	5.4	5.2	5.3	－	4.8	
日中支援提供日率（②／①）		100%	95.0%	100%	100%	95.5%	100%	100%	100%	100%	68.2%	94.7%	100%	－	95.9%	

注) 日中支援対象日数とは、当該月日数から土・日・祝日、日中活動先の休止日を差し引いた日数(日中支援加算が算定可能な日数。)

②職員体制について

法及び道基準に基づき、「指定共同生活援助事業所」として、利用者5人に対し世話人1人の割合の配置基準を採用し、管理者(常勤・兼務1人)、サービス管理責任者(常勤・兼務1人)、世話人(常勤・兼務2人、非常勤・専従3人)、生活支援員(非常勤・兼務3人)、夜勤従事者(常勤職員4名による毎夜2名体制)といった職員体制により障害福祉サービスの提供を行った。

また、これら職員数(常勤換算数)に加え、加齢や突発的な心身不調等に伴い日中活動(就労継続、生活介護、デイケア、地域活動センターなど)へ通うことができず休んだ利用者を支援するために、本来、利用者がこれら活動のために外出する時間帯(概ね午前9時から11時の間)に職員を加配した。

③防災管理体制及び緊急時対応について

防災管理体制及び緊急時対応の確保及び強化として、また、利用者の高齢化や重度化等の進行を踏まえて、消防法や関係法令等、所轄庁から指導等で必要とされる回数以上に避難訓練を実施した。

同時に、外部からの侵入者や不審者等への防犯対策、消費者被害防止の啓発を実施した。

○消防設備等点検の実施(消防法に基づく点検。法定点検1回、自主点検1回、計2回実施。)

○消防機関へ通報する火災報知設備の設置(新設)

○利用者自治会議での防災、防犯、消費者被害防止の指導、関連ポスターの掲示など

○避難訓練(全14回、うち1回は国道までの避難訓練。ナースコールの作動確認も同時実施。)

○スプリンクラー及びLPG発電機の動作確認等の実施

表-4 前事業年度（令和5年度）に実施した避難訓練の概要

想定内容 実施年月日	想定時間帯		災害想定						避難 時間
	日中	夜間・深夜	火 災	地 震	津 波	高 波	大 雨	その他	
令和5年4月3日		○		○	○				1分00秒
5月1日	○		○						1分12秒
6月5日	○		○						0分55秒
7月10日	○						○		0分55秒
7月31日	○			○	○			国道避難	2分50秒
8月7日	○			○	○				1分00秒
9月7日	○		○	○					1分05秒
10月2日		○	○						1分10秒
11月6日	○						○	停 電	1分40秒
11月20日	○		○					消防通報	1分10秒
12月4日		○		○	○				0分55秒
令和6年1月15日		○		○	○				1分30秒
2月5日		○		○	○				1分20秒
3月4日		○		○	○				1分20秒
(実施回数)	8	6	5	8	7	0	2	3	

注) 月に1回の利用者自治会に合わせて実施（午後6時前後）

④各種行事・レク活動等の実施について

前事業年度は、利用者間及び利用者・職員間の親交を深めるため、コロナ感染予防に配慮しつつ各種行事等を事業計画通り実施した。

なお、これら行事及びレク活動には、これまで通り、共同生活に馴染めず、居室にこもりがちだった利用者も積極的に参加し、利用者間の親交を深めるにとどまらず、生活サイクル、QOL、ADL、第三者に対する意思表示の改善などの効果をもたらした。

○食事会 年6回（クリスマスを含む） ○野外食事会 年1回

これら行事に加え、感染症予防の観点から、利用者については、季節性インフルエンザワクチン接種（全員。個人負担。）及び新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種（希望者。公費負担。）、職員については、季節性インフルエンザワクチン接種（全員。法人負担。）及び新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種（希望者。公費負担。）を実施した。

また、労働安全衛生法に基づき、夜勤に従事する職員は年2回、夜勤に従事しない職員は年1回、健康診断を実施した。（費用は法人負担。オプションの検診項目は個人負担。）

⑤会議及び研修等について

(i) 事業上必要とする会議及び研修等の実施

前事業年度は、前々事業年度と同様、職員会議のほか、共同生活援助事業を実施する上で法令上、設置又は実施が求められている各種委員会及び法人内研修を開催した。

○職員会議（全15回）

- ・月例会議（全12回）
- ・年度末会議（前事業年度はBCP決定会議を兼ねる。）
- ・事故防止対策委員会（5月13日に事業所内で発生した不慮の事故に伴う緊急会議。）
- ・意思決定支援方針書作成検討会議（利用者間の交際に対する支援に向けた緊急会議）

○サービス担当者会議（全2回。個別支援計画作成及びモニタリング時に実施。）

○法人内委員会（各1回）

感染症防止対策委員会、虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会、防災対策委員会

○法人内研修（各1回）

感染症防止対策研修、虐待防止研修、身体拘束廃止研修

表-5 前事業年度（令和5年度）に実施した事業上必要な各種委員会及び社内研修の概要

開催年月日	法人内委員会				法人内研修会		
	防 災 対 策	感 染 症 防 止 対 策	虐 待 防 止	身 体 拘 束 廃 止	感 染 症 防 止	虐 待 防 止	身 体 拘 束 廃 止
令和5年7月24日	○						
10月3日			○				
10月23日						○	
12月11日		○			○		
12月25日				○			○
(実施回数)	1	1	1	1	1	1	1

(ii) 職員研修等

前事業年度は「職員研修計画規程」及び「職能資格制度規程（キャリアパス）」に基づく職員研修の実施、外部研修への参加を通じて、職員の業務上必要となる知識や技術等の修得、向上を図った。

○ステップアップ研修（各職位毎の研修）

〔目 的〕 各職位ごとの研修として実施

研修名	実施状況等
採用直後研修	前事業年度は対象者なし
初級職研修	前事業年度は対象者なし
中級職研修	7月22日「令和5年度障害福祉アカデミック研修会」→兼ねる 10月6日「令和5年度宗谷圏地域移行研修会」→兼ねる
上級職研修	7月22日「令和5年度障害福祉アカデミック研修会」の実施（職員5名） 8月3日「令和5年度道北圏域障がい福祉基礎研修」への参加（職員2名） 10月1日「令和5年度消費生活セミナー」への参加（職員3名） 10月6日「令和5年度宗谷圏地域移行研修会」への参加（職員3名）
課長職研修	7月22日「令和5年度障害福祉アカデミック研修会」→兼ねる 10月1日「令和5年度消費生活セミナー」→兼ねる 10月6日「令和5年度宗谷圏地域移行研修会」→兼ねる

○プロワーク研修

〔目 的〕 職位を問わず職掌上、担当職員に求められる難易度の高い業務に関する研修として実施

研修名	実施状況等
個別支援計画 作成研修	6月22日「第2回憲法問題学習会」への参加（職員2名） 9月1日「令和5年度稚内保健所思春期保健研修会及び妊婦・出産・子育て サポート力向上研修会」への参加（職員2名）
申請業務研修	申請業務等の大きな改正、担当者に変更がなく実施せず。
国保請求業務研修	国保請求システムの大きな改正、担当者に変更がなく実施せず。
情報技術研修	担当者に変更がなく実施せず。
その他業務上必要と なる業務研修	10月16日「令和5年度苦情解決システム研修」への参加（職員1名） 11月28日「令和5年度感染症予防研修会」への参加（職員1名） 3月8日「感染症対応向上研修（宗谷）」への参加（職員1名） 3月24日「医療・介護従事者のための新興感染症感染予防講座」への参加 （職員1名）

○レベルアップ研修

〔目 的〕 資格取得や特定の技術等の取得、その他障害福祉サービスの提供の質的向上をめざした研修として実施した。

〔テーマ〕 今年度のテーマは「社会福祉・精神保健福祉研修」とした。

- [方針等] 社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験の共通 11 科目のうち 8 科目に従い研修を実施した。（年度内で未完了であった 3 科目は次年度 4～6 月に実施した。）
- [教材等] 書籍名：社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2024 [共通科目編]
編集者：中央法規社会福祉士・精神保健福祉士受験対策研究会
- [期 間] 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（当初は 7 月からの開始であった。）
- [頻 度] 毎月 1 回
- [研修方法] 研修プログラムに沿って、教材（テキスト）を基に、各自自習し、当該月末に研修を実施し、過去問題（当該科目）を用いて試験を行い、研修参加者全員で答え合わせを行い自習成果を検証した。なお、正解すること以上に、自習姿勢等を評価した。

[研修プログラム]

実施日	科目	研修内容
8 月 7 日	[第 1 単元] 人体の構造と機能及び疾病	身体は体調や疾病など健康に関しする大切な要素で、多くの場面で必要となる科目である。身体機能、身体構造の概要や国際生活機能分類（ICF）など幅広い知識、近年、よく耳にする生活習慣病などや、私たちの身体について基本的な理解も習得した。 → [平均解答率 90.0%、最高 92.4%、最低 85.4%、標準偏差 2.71]
9 月 4 日	[第 2 単元] 心理学理論と心理的支援	近年問題になっているストレス症状（うつ症状など）に関わる際に必要となる科目である。相談場面で、クライアント（相談者）の心理をできる限り正確に把握し、適切な支援に繋げる技術、「動機づけ」「認知」など人の心理学理解や心理的支援の方法等の知識や技術を習得した。 → [平均解答率 91.4%、最高 96.4%、最低 86.7%、標準偏差 4.23]
10 月 3 日	[第 3 単元] 社会理論と社会システム	福祉の変化してきた過程を知ることで相談時に適した福祉サービスが何か探すときに関わる科目である。現代までの社会論に関する歴史の発展から現代の社会構造についての知識を習得した。 → [平均解答率 89.3%、最高 95.3%、最低 83.2%、標準偏差 4.94]
11 月 6 日	[第 4 単元] 現代社会と福祉	福祉サービスは時代と共に変化しているため、最新の福祉サービスを知ることにより、人々の生活をより豊かにする上で必要な科目である。社会福祉の歴史から現代の社会福祉制度、また、日本だけではなく諸外国の福祉制度も習得した。 → [平均解答率 91.6%、最高 95.1%、最低 82.0%、標準偏差 4.87]
12 月 4 日	[第 5 単元] 地域福祉の理論と方法	現在の福祉は地域で協働し、創り上げていく制度に進んでおり、地域の機能やサービスを知るうえで必要となる科目である。地域福祉には個別支援といわれる、地域住民のニーズ把握やサービス調整、地域支援といわれる住民を主体とした地域組織化活動の両方の知識、地域福祉における課題、災害時の支援などについての知識を習得した。 → [平均解答率 92.8%、最高 96.3%、最低 88.8%、標準偏差 2.89]
1 月 4 日	[第 6 単元] 福祉行財政と福祉計画	利用するサービスのお金の流れを知ることで、税金から補助が受けられるもの、実費が必要なものを知る時など金銭面で必要となる科目、福祉における財政を問う科目で「行政」「計画」との関連性を知る上でも必要な科目であり、これらについて修得した。 → [平均解答率 89.5%、最高 97.7%、最低 74.9%、標準偏差 8.33]
2 月 5 日	[第 7 単元] 社会保障	社会保障の基本的な枠組みとなる「年金」「医療」「介護」「労災」「雇用」についての知識が問われるため、社会保障は複数の制度が関わる部分があり、前述の 5 つの保障を活用する際や関連性を知りたい時に必要となる科目であり、これらについて修得した。 → [平均解答率 93.4%、最高 96.8%、最低 91.6%、標準偏差 1.80]
3 月 4 日	[第 8 単元] 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害をお持ちの方、ご家族に障害をお持ちの方に関わりのある科目である。障害者総合支援法を基に、障害全般に関する知識を習得した。 → [平均解答率 95.5%、最高 98.1%、最低 90.6%、標準偏差 2.81]
4 月 8 日 (次年度実施)	[第 9 単元] 低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に関する科目、生活保護制度や低所得者向けのサービスを活用する時に関係してくる科目である。生活保護法に関する知識を習得した。 → [平均解答率 96.1%、最高 97.4%、最低 93.4%、標準偏差 1.52]
5 月 13 日 (次年度実施)	[第 10 単元] 保健医療サービス	様々な医療サービスを活用する時に関係し、病院などの医療サービスを受ける際に必要とする知識を習得した。 → [平均解答率 97.2%、最高 98.7%、最低 96.1%、標準偏差 0.96]
6 月 3 日 (次年度実施)	[第 11 単元] 権利擁護と成年後見制度	人権や財産などの様々な権利に関わる相談、近年注目されている成年後見制度を利用する際に必要となる科目である。高齢者や障害者などの生活上重要な権利に関わる全般の知識を習得した。 → [本報告書作成時点では試験結果は出ていない。]

⑥職場環境等の改善について

前事業年度（令和5年4月1日）より、厚生労働省が平成24年度から創設した「福祉・介護職員処遇改善加算制度」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を算定することとした。算定にあたり求められる「職場環境等の改善」を制度や通知において示された分野等の中から選択し、以下のように取り組んだ。

表-6 前事業年度（令和5年度）に実施した職場環境等の改善

分類	内容	具体的な取り組み等
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○ 法人の定期総会資料（議案書、事業報告及び決算書、事業計画及び予算書など）の職員公開と説明。 ○ 法人ホームページの運用
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	○ 「資格取得費用支援規程」の改正 ○ レベルアップ研修（社会福祉・精神保健福祉研修）の実施（管理者を含む全職員が参加）
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	○ 「職能資格制度規程」の制定と運用 ○ 「職員研修計画規程」の制定と運用 ○ 「組織規程」の改正と運用
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備	○ 乳幼児、児童・生徒など扶養者、要介護者等がいる職員、遠地への定期的な病院受診、年休取得を希望する職員など個々の職員を最優先とする勤務シフトの作成。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	○ 法人側からの有給取得の促し。（シフト調整）
腰痛を含む心身の健康管理	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施	○ 全自動の「食器洗い乾燥機」の導入。 ○ 全ての掃除機を軽量タイプ（充電式ステック型）に入れ替え。 ○ 事務室の全てのイスを腰に負担が掛からないものに入れ替え。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	○ 全職員を対象とする「健康診断」の実施。（夜勤に従事する職員は年2回、それ以外は年1回） ○ 全職員を対象とする季節性インフルエンザワクチン接種の実施（法人が費用負担） ○ 1階・2階の事務室（休憩室・仮眠室を兼ねる）への「冷房エアコン」の設置。（前々事業年度からの継続）
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	○ 事務室において館内の状況を随時確認及び記録が可能な「人感センサー付きWebカメラ・システム」の整備（前々事業年度からの継続） ○ 館内のWi-Fi環境の充実（中継機の増設） ○ 個別支援計画に基づき金銭管理の支援を行う利用者向けの「タイマー式ボックス（指定時間に解錠）」の増設。 ○ 浴室用換気扇スイッチをタイマー式に、トイレ前などの主要箇所の照明器具を人感センサー付きに交換。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	○ 利用者支援日報、利用者面談記録、日中支援記録、個別支援計画やモニタリング記録などの簡素化。 ○ 携帯端末（スマホ）からも直接プリントアウトが可能なWi-Fi対応のレーザープリンターの導入。 ○ 勤務シフトの配布、業務連絡や現状報告等のメール配信化やトーク・チャット化。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	○ 利用者の状況等の共有を中心とした「定例職員会議」の実施。（月1回） ○ 定例職員会議に加え、職員一人ひとりが抱える業務上の課題の共有と組織的な解決等、利用者支援の質的向上を目指した業務改善や生産性向上のための業務改善に向けたアイデア等の提案とその実践に向けた「職員ミーティング」の実施。（月2～3回）
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	○ レベルアップ研修（社会福祉・精神保健福祉研修）の実施（月1回） ○ 当法人の歴史（歩み）に係る研修会（障害福祉アカデミック研修会）の実施。（オープン形式）

(2) 地域住民の理解を深める事業（社会啓発等事業）

(a) 実施事業について

定款に掲げる事業の中の精神障害者に対する「地域住民の理解を深めるための事業（社会啓発事業）」を非営利活動法人として必要な基礎的な運営管理も持ち合わせながら実施した。

また、関係機関との連携を通じた精神障害者に対する理解の促進、地域生活に対する理解の向上を図るための活動として、稚内市との共催により研修会を開催した。

(b) 具体的な事業展開

①オープン形式による研修会の主催

精神障害者に対する理解の促進、地域生活に対する理解の向上を図るために必要な知識や情報を得るため、当法人役職員のみならず、市内の障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業所などの職員等、稚内市議会議員も参加できるオープン形式の研修会を稚内市との共催により開催した。

なお、研修会終了後、講師及び助言者、当法人役職者、稚内市職員等による懇談会を開催し、意見交換等を行った。

- [名 称] 令和5年度障害福祉アカデミック研修会
[日 時] 令和5年（2023年）7月22日（土）10時00分～12時00分（受付は9:30から）
[場 所] 稚内市生涯学習総合支援センター（風～るわっかない）（稚内市富岡1丁目1番2号）
[共 催] 特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議／稚内市
[テーマ] 考えよう！障害者に対する地域生活支援のこれからを
[内 容] 講演会とグループワーク形式による演習
○講演会 演題「稚内市における障害者の地域生活支援の歴史と展望」
～精神障害者の地域生活支援システムの形成過程から～
講師 北星学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 永井 順子 氏
○演 習 グループワーク形式 テーマ「地域が有する"支援力"を考える」
講師 北星学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 永井 順子 氏
助言 日本医療大学 総合福祉部 ソーシャルワーク学科 准教授 松浦 智和 氏

②SNSの活用

地域住民の理解を深める（社会啓発）ための活動として、NPO法人としての取り組み及びグループホームめぞん・ぽぶらの運営（各種行事の紹介、避難訓練の実施状況など）の紹介、精神障害者に係る情報提供などをSNS（Facebook）を活用し行い、日常的な情報公開に努めた。

③ホームページの開設と運用

地域住民の理解を深める（社会啓発）ための活動として、法人独自のドメインを取得し、ホームページ（<https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp>）を開設し、法人に関する基本情報（定款や各種規程等、役員体制等）、事業報告並びに財務諸表等、事業概要（共同生活援助事業所の運営規程、人員体制や施設概要、利用料金など）を掲載するなど情報公開（見える化）に努めた。

なお、関係法令により義務付けられている独立行政法人福祉医療機構（WAM）が開設する「障害福祉サービス等情報公表システム」においても情報公開を行った。（毎年6月に定期更新）

(c) 事業の成果

前事業年度に稚内市との共催により開催した「令和5年度障害福祉アカデミック研修会」の参加者は当法人職員及び役員6名、市内の障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業所職員12名、関係機関（北海道・稚内市・市立稚内病院等）職員10名、稚内市議会議員7名の計35名であった。

前事業年度のSNSサイト（Facebook）へのアクセス数は、法人（NPO法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議）サイトのインプレッション数531（前々年度244）、リーチ数424（同172）、エンゲージメント数117（同30）、リアクション数46、事業所（グループホームめぞん・ぽぶら）サイトのインプレッション数755（同842）、リーチ数536（同580）、エンゲージメント数140（同155）、リアクション数75であった。（インプレッションとは表示回数、リーチとはページ閲覧者数、エンゲージメントとはページ閲覧者が何らかの関心を示した回数、リアクションとは“いいね等”の具体的な反応数である。）

(3) NPO法人運営事業

(a) 実施事業について

特定非営利活動法人として事業展開する上で基礎となる法人運営のための事務活動を実施した。

(b) 具体的な事業展開

①労働基準法の改正、処遇改善加算の算定に伴う関係規程の制定及び改廃

前事業年度（令和5年度）は、労働基準法の改正、令和5年4月1日から精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）に係る関係法令等の改正、当該事業において厚生労働省が平成24年度から創設した「福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下、「加算制度」という。）」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（以下、「事務通知」という。）」に基づき、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を算定し、これを主たる財源として、対象となる職員に対し、処遇改善期末手当、特定処遇改善期末手当を支給するために必要な要件を満たすことなどを目的に以下のとおり関係規程や指針等の制定及び改廃を行った。

表-7 前事業年度（令和5年度）に制定・改廃した規程等

主な事由	規程等	施行年月日（制定・改廃）
事業に係る関係法令の改正に伴う規程等の制定又は改廃	指定共同生活援助事業所運営規程	令和5年4月1日 一部改正
	身体拘束廃止に関する指針	令和5年4月1日 一部改正
	カスタマーハラスメントに対する行動指針	令和5年4月1日 制定
労働基準法の改正に伴う規程等の制定又は改廃	育児・介護休業等に関する規則	令和5年4月1日 一部改正
	ハラスメント防止規程	令和5年4月1日 一部改正
	公益通報者義務規程	令和5年4月1日 一部改正
加算制度及び事務通知に示された条件等を満たすための規程等の制定又は改廃	就業規則	令和5年4月1日 一部改正
	パートタイマー就業規則	令和5年4月1日 一部改正
	処遇改善加算金の支給に関する規程	令和5年4月1日 制定
	職能資格制度規程	令和5年4月1日 制定
	職員研修計画規程	令和5年4月1日 制定
	組織規程	令和5年4月1日 一部改正
	資格取得費用支援規程	令和5年4月1日 一部改正

②業務継続計画の制定と関係規程等の制定及び改廃

前事業年度（令和5年度）は、精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において猶予されていた「業務継続計画」の作成が令和6年度（令和6年4月1日）から、完全義務化（未作成の場合は報酬減算）となるため、「自然災害発生時における業務継続計画」及び「感染症発生時における業務継続計画」の作成（策定）と、両計画に関わりをもつ計画や指針の改廃を令和6年3月31日までに完了した。

表-8 前事業年度（令和5年度）に制定した業務継続計画と制定・改廃した関係規程等

計画・規程等		施行年月日（制定・改廃）
自然災害発生時における業務継続計画		令和6年3月31日 制定
関係規程等	防災計画	令和5年4月1日 一部改正
	防災計画	令和5年8月1日 廃止
	非常災害対策計画	令和5年8月1日 制定
感染症発生時における業務継続計画		令和6年3月31日 制定
関係規程等	感染症・食中毒予防及びまん延防止に関する指針	令和5年8月1日 一部改正

③定期総会及び理事会の実施

前事業年度（令和5年度）に開催した定期総会及び理事会は以下のとおりである。

なお、法人運営に係る日常的な起案書による決裁、規程等の制定及び改廃等については持ち回り決裁により適宜行った。

- | | | |
|-----------|-----|------------------------------|
| ○定期総会 | 日 時 | 令和5年6月12日（月）14時30分から |
| | 場 所 | グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて |
| | 出席者 | 社員総数11名のうち11名が出席（うち5名が書面出席） |
| | 議 案 | 第1号議案 令和4年度事業活動報告及び収支決算の承認の件 |
| | | 第2号議案 令和5年度事業活動計画の承認の件 |
| | | 第3号議案 令和5年度収支予算案の承認の件 |
| | | 第4号議案 理事及び監事の任期満了による改選の件 |
| | | 第5号議案 議事録署名人選任の件 |
| ○理事会（総会前） | 日 時 | 令和5年6月12日（月）13時45分から |
| | 場 所 | グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて |
| | 出席者 | 理事総数3名のうち3名が出席（監事も同席） |
| | 議 案 | 第1号議案 総会に付議すべき書類の件 |
| | | 第2号議案 議事録署名人選任の件 |
| ○理事会（総会后） | 日 時 | 令和5年6月12日（月）16時00分から |
| | 場 所 | グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて |
| | 出席者 | 理事総数3名のうち3名が出席（監事も同席） |
| | 議 案 | 第1号議案 理事長及び副理事長の選任に関する件 |
| | | 第2号議案 議事録署名人選任の件 |
| ○監事監査 | 日 時 | 令和5年6月12日（月）13時00分から |
| | 場 所 | グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて |
| | 内 容 | 関係帳簿及び証拠書類、現預金等の確認 |
| ○役員懇談会 | 日 時 | 令和5年6月12日（月）17時30分から |

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者 の範囲及び人数	支出額 (円)
精神障害者グループホーム事業	グループホームめぞん・ぽぷら事業 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業である「共同生活援助事業」	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	稚内市 はまなす 2-12-5	職員実人数 常勤職員 4人 非常勤職員 1人 (合計) 5人 (職員配置) ○管理者 (常勤・兼務) 1人 ○サービス管理責任者 (常勤・兼務) 1人 ○世話人 ※利用者：世話人＝5：1 (常勤・兼務) 2人 (非常勤・専従) 3人 ○生活支援員 (非常勤・専従) 3人 ○夜間従事者 (常勤職員従事) 4人 ○日中支援従事者 必要数	精神障害者7人 【GH利用実績】 ○実人数 7人 ○延人数 2,055人／年 ○平均利用者数 5.7人／日 ○稼働率 81.4% 【日中支援実績】 ○提供日数 236日／年 ○延人数 1,133人／年 ○1日当たり平均支援人数 4.8人／日 ○支援提供日率 95.9%	事業費 28,376,079 管理費 0
地域住民の理解を深めるための活動	社会啓発等事業	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	稚内市 緑6-16-9 ※研修会は稚内市生涯学習総合支援センターで実施。	○理事3人 ○職員3人（事務局長を含む）	【研修会参加者】 役職員 6名 一般 29名 【年間閲覧者数】 ○法人 SNS インプレッション 531 リーチ 424 エンゲージメント 117 リアクション 46 ○事業所 SNS インプレッション 755 リーチ 536 エンゲージメント 140 リアクション 75	事業費 166,670 管理費 0
NPO法人運営事業	NPO法人運営事業	令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	稚内市 緑6-16-9	○理事3人 ○事務局長1人 ○社員10人 (理事・事務局長を含む)	※上記2事業を 参照のこと	事業費 0 管理費 466,906

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者 の範囲及び人数	支出額 (千円)
			(定款上、「その他の事業」の定めなし)			

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費		50,000	
【事業収益】			
障害福祉サービス等事業収益		28,238,900	
【その他収益】			
受取 利息	319		
雑 収 益	811,030	811,349	
経常収益 計			29,100,249
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	19,201,731		
退職給付費用(事業)	573,400		
法定福利費(事業)	2,823,047		
福利厚生費(事業)	77,763		
人件費計	22,675,941		
(その他経費)			
業務委託費(事業)	218,377		
給 食 費(事業)	868,210		
印刷製本費(事業)	52,588		
会 議 費(事業)	44,456		
旅費交通費(事業)	48,270		
通信運搬費(事業)	192,343		
消耗品 費(事業)	353,603		
備 品 費(事業)	267,897		
修 繕 費(事業)	442,240		
水道光熱費(事業)	1,627,890		
賃 借 料(事業)	45,230		
減価償却費(事業)	1,158,194		
保 険 料(事業)	199,680		
新聞図書費(事業)	19,800		
諸 会 費(事業)	12,000		
慶 弔 費(事業)	10,000		
研 修 費(事業)	139,220		
支払手数料(事業)	26,700		
雑 費(事業)	140,110		
その他経費計	5,866,808		
事業費 計			28,542,749

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【管理費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
印刷製本費	6,160		
会 議 費	25,730		
旅費交通費	126,340		
通信運搬費	1,386		
賃 借 料	120,000		
保 險 料	56,040		
諸 会 費	60,000		
支払手数料	1,100		
管理 諸費	70,150		
その他経費計	466,906		
管理費 計		466,906	
経常費用 計			29,009,655
当期経常増減額			90,594
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			90,594
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			90,594
前期繰越正味財産額			12,321,863
次期繰越正味財産額			12,412,457

貸借対照表

精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
全事業所

[税込] (単位：円)
令和6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	2,605,231
現 金	81,610	預 り 金	884,491
小口 現金	41,783	流動負債 計	3,489,722
普通 預金	7,427,467	【固定負債】	
現金・預金 計	7,550,860	退職給付引当金	3,575,824
(売上債権)		固定負債 計	3,575,824
未 収 金	4,456,650	負債合計	7,065,546
売上債権 計	4,456,650	正 味 財 産 の 部	
(その他流動資産)		【正味財産】	
前払 費用	9,900	前期繰越正味財産額	12,321,863
仮 払 金	102,662	当期正味財産増減額	90,594
その他流動資産 計	112,562	正味財産 計	12,412,457
流動資産合計	12,120,072	正味財産合計	12,412,457
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建 物	3,956,951		
建物附属設備	56,945		
什器 備品	341,499		
有形固定資産 計	4,355,395		
(投資その他の資産)			
退職給付引当預金	3,002,536		
投資その他の資産 計	3,002,536		
固定資産合計	7,357,931		
資産合計	19,478,003	負債及び正味財産合計	19,478,003

財務諸表の注記

精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

令和 5 年 3 月 31 日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、N P O 法人会計基準〈NPO法人会計基準協議会（2010年7月20日/2011年11月20日一部改正）〉によっています。

(1).棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2).固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産) 直接法

(無形固定資産) 直接法

(3).引当金の計上基準

退職給付引当金:従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生している
と認められる金額を計上しています。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

(4).施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当なし

(5).ボランティアによる役務の提供

該当なし

(6).消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

【会計方針の変更】

該当なし

【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

[税込] (単位: 円)

科目	G H めぞん ばぶら事業	社会啓発等 事業 (基本)	NPO法人 運営事業	合計
(人件費)				
給料 手当(事業)	18,576,334			18,576,334
退職給付費用(事業)	587,120			587,120
法定福利費(事業)	2,353,022			2,353,022
福利厚生費(事業)	117,837			117,837
人件費計	21,634,313	0	0	21,634,313
(その他経費)				
業務委託費(事業)	232,320			232,320
給 食 費(事業)	887,090			887,090
印刷製本費(事業)	51,402			51,402
会 議 費(事業)	6,000			6,000
旅費交通費(事業)	44,480			44,480
通信運搬費(事業)	163,417			163,417
消耗品 費(事業)	310,701			310,701
備 品 費(事業)	478,400			478,400
修 繕 費(事業)	528,000			528,000
水道光熱費(事業)	1,652,362			1,652,362
賃 借 料(事業)	24,080	20,790		44,870
減価償却費(事業)	1,158,138			1,158,138
保 険 料(事業)	185,410			185,410
新聞図書費(事業)		19,800		19,800
諸 会 費(事業)	12,000			12,000
慶 弔 費(事業)	5,000			5,000
研 修 費(事業)	9,000			9,000
支払手数料(事業)	18,640	220		18,860
支払 利息(事業)	22,247			22,247
雑 費(事業)	203,192			203,192
その他経費計	5,991,879	40,810	0	6,032,689
合計	27,626,192	40,810	0	27,667,002

【施設の提供等の物的サービスの受入の内訳】

[税込] (単位: 円)

内容	金額	算定方法
該当なし		

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

[税込] (単位: 円)

内容	金額	算定方法
該当なし		

【使途等が制約された寄付等の内訳】

[税込] (単位: 円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
該当なし					
合計					

【固定資産の増減内訳】

[税込] (単位: 円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
建物	24,756,155	0	0	24,756,155	△ 19,774,300	4,981,855
建物附属設備	8,567,245	0	0	8,567,245	△ 8,427,489	139,756
什器 備品	634,374	187,000	0	821,374	△ 660,396	160,978
合計	33,957,774	187,000	0	34,144,774	△ 28,862,185	5,282,589

【借入金を増減内訳】

[税込] (単位: 円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	2,031,589		2,031,589	0
合計	2,031,589	0	2,031,589	0

【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

[税込] (単位: 円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
該当なし		
活動計算書計		

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

該当なし

財 産 目 録

精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
全事業所

[税込] (単位：円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	81,610
小口 現金	41,783
普通 預金	7,427,467
稚内信金 (1115601)	(7,427,467)
現金・預金 計	7,550,860

(売上債権)

未 収 金	4,456,650
国保連	(4,140,440)
利用者	(312,450)
職員	(3,760)
売上債権 計	4,456,650

(その他流動資産)

前払 費用	9,900
セコム	(9,900)
仮 払 金	102,662
労働保険料	(89,195)
年調による超過税額	(3,467)
その他	(10,000)
その他流動資産 計	112,562

流動資産合計

12,120,072

【固定資産】

(有形固定資産)

建 物	3,956,951
建物附属設備	56,945
什器 備品	341,499
有形固定資産 計	4,355,395

(投資その他の資産)

退職給付引当預金	3,002,536
投資その他の資産 計	3,002,536

固定資産合計

7,357,931

資産の部 合計

19,478,003

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	2,605,231
預 り 金	884,491
雇用保険	(16,418)
住民税	(53,000)
所得税	(205,564)
健康保険料等	(609,509)
流動負債 計	3,489,722

【固定負債】

退職給付引当金	3,575,824
固定負債 計	3,575,824

負債の部 合計

7,065,546

正味財産

12,412,457